

第2回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1．開催日時：平成22年7月15日（木） 午前9時30分から10時17分

2．開催場所：村上市教育情報センター 2階会議室

3．出席者：（敬称略）

【出席委員】大滝委員、西田委員、田巻委員、上村委員、太田委員、嶋倉委員（代理出席）、高橋委員、五十嵐委員、川内委員、佐藤(利)委員、松田委員、大嶋委員、小野委員、佐藤(勝)委員、小田委員、八藤後委員、鈴木委員、佐藤(収)委員、高田委員、小泉委員、佐野委員、佐藤(久)委員、山田委員、吉田委員、佐藤(正)委員、平山委員

【欠席委員】松本委員、大矢委員、川崎委員

【委員以外】村上タクシー株式会社、株式会社瀬波タクシー、岩船タクシー株式会社、藤観光タクシー株式会社、株式会社はまなす観光タクシー（オブザーバー）、北陸信越運輸局、新潟交通観光バス株式会社

【事務局】相馬、佐藤、加藤、本間、矢部、岸（村上市）

【コンサルタント事業者】岩淵、澁谷（エヌシーイー株式会社）

4．傍聴者：2名

5．会議次第

1．開 会

2．挨拶（会長：村上市長）

3．議 事

〔報告事項〕

（1）平成21年度村上市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について
（資料1）

（2）地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について（資料2）

（3）地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者について（資料3）

〔協議事項〕

（1）村上市地域公共交通総合連携計画素案について（資料4）

（2）住民懇談会の開催について（資料5）

（3）視察について（資料6）

（4）地域公共交通総合連携計画策定調査業務に係る補完調査業務について
（資料7）

4．その他

5．閉 会（副会長）

6．会議資料

【配付資料】

議事次第 出席者名簿 配席図

【議事資料】

- 資料 1． 平成 21 年度村上市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算
- 資料 2． 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について
- 資料 3． 村上市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者について
- 資料 4． 村上市地域公共交通総合連携計画素案について
- 資料 5． 住民懇談会の開催について（案）
- 資料 6． 視察について（案）
- 資料 7． 地域公共交通総合連携計画策定調査に係る補完調査業務について（案）

7．会議経過

○事務局（進行）：おはようございます。定刻になりましたので、第 2 回村上市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。はじめに本協議会の会長村上市長大滝平正がご挨拶を申し上げます。

○会 長：皆さんおはようございます。梅雨末期の集中豪雨により各地で大雨が降っております。村上地域におきましても大雨注意報が出ており、万全を期していきたいと考えている状況でございます。

第 2 回村上市地域公共交通活性化協議会のご案内を差し上げたところ、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがたく厚く御礼を申し上げる次第でございます。

国の予算査定につきましても、厳しい状況でございますが、私どもも精一杯させていただきたいと思っております。

参議院選挙も終わりました、皆さんご承知のとおり、また「ねじれ現象」が起きているような状況でございます。私どもも「何をやっているんだろうな」というような思いでございます。昨日東京でいわゆる一括交付金等の説明を受けた訳でございますけれども、さっぱりわからない、ということでございます。「ねじれ現象」が起きるとということは、予算だけは通ります。衆議院が優先されますので予算だけは通りますけれども、法案については通らない可能性があるというようなことでございまして、1 日も早くしっかりとした国の方針、あるいは対応を示していただきたいなと、昨日そのように申し上げてきたところでございます。

いずれにいたしましても末端の私どもの自治体、これから非常に大きな問題を抱えております。そのひとつが、この公共交通体系でございますので皆さんのご協力をいただき、1 日も早くよりよい交通体系をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（進行）：本日の協議会にはご案内した委員２９名中、２５名の委員が出席されております。過半数の出席がございますので、会議は成立いたします。それから議事に入る前に、本日の日程説明と資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日は、ご案内のとおり本協議会終了後、引き続き分科会を開催することとしております。協議会は３０分から４５分程度、時間としましては１０時１５分頃を目途にし、休憩をはさみ１０時３０分頃から１時間から１時間３０分程度、分科会を開催したいと考えております。各分科会ごとに終了次第、解散とさせていただきたいと存じます。

次に、本日の資料のご確認をお願い申し上げますが、皆様のお席に本日の議事次第、出席者名簿、配席図、資料４としまして、「村上市地域公共交通総合連携計画素案について」、資料７としまして、「地域公共交通総合連携計画策定調査業務に係る補完調査業務について（案）」を配付させていただいております。

また、あらかじめ送付しております資料といたしまして、資料１「平成２１年度村上市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算」、それから資料２「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について」、資料３「村上市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者について」、資料５「住民懇談会の開催について（案）」、資料６「視察について（案）」でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。不足があるようでしたら、事務局にお申し付けくださるようお願い申し上げます。

それでは、これより議事に移ります。３の議事に入りますが、協議会規約第１１条の規定によりまして、会長が協議会の議長になることになっておりますので、これより会長が議長となり、議事の進行をいたします。よろしくお願いいたします。

○会 長：それでは、協議会規約によりまして暫時の間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。さっそく議事に入らせていただきます。

報告事項「（１）平成２１年度村上市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について」、監査員から報告をお願いいたします。

○監査員：それでは監査報告を申し上げます。村上市地域公共交通活性化協議会規約第１０条の規定により、平成２１年度村上市地域公共交通活性化協議会会計監査をした結果、歳入及び歳出に関する帳簿並びに証拠書類等は、いずれも適正に処理されていることをご報告申し上げます。監査員佐藤久也、監査員山田俊治郎でございます。

○会 長：ありがとうございました。これは監査報告ですので、ご了承していただきたいと思います。

続きまして「（２）地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局：それでは報告事項の２番でございます、「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について」ご報告をさせていただきます。お手元に配付しております資料２

に基づきましてご報告をさせていただきます。

本年3月9日付で北陸信越運輸局長様に「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書」を提出いたしました。これにつきまして、平成22年5月26日付で認定を受けました。

なお、補助金の額等につきましては、資料2の8ページになりますが、補助金の交付決定通知書の写しということでお示しさせていただいております。当初計画では調査計画につきましては、補助対象経費といたしまして10,074,000円の計画を立てておりましたが、補助金の額、交付決定額といたしましては、4,700,000円の交付決定をいただいたところでございます。

また、詳細資料につきまして、認定申請書の写しを2ページ以降6ページまでお付けしております。交付決定通知書の写しということで7ページから9ページまで添付させていただいております。以上で報告を終わります。

○会 長：この補助金対象金額が減額されたことについて簡単な説明をお願いします。

○委 員：北陸信越運輸局の鈴木でございます。先ほど事務局から説明のありました今年度の補助金の交付決定の件につきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

事実関係だけをご報告させていただきますが、昨年の概算要求時、9月の時点ですけれども総合事業の予算として60億円を計上しておりました。その後政権が交代になりました。他のマニフェストに搭載されている事業が優先されるということで、一般的に全ての事業に対して減額要求をせざるを得ない状況になりまして、総合事業の予算要求が、概算要求から20億円減りまして、40億円で要求をせざるを得ない状況となってしまいました。

更に総合事業の関係につきましては、各地域に公共交通の問題が顕在化しておりまして、100近い地域が今後新たに参画されるということになりまして、前年度69億円の予算があった訳なのですけれども、そこから大幅に減額されるとともに、活用を要請する団体が増えてしまったということで、本来であれば、1,000万円程度交付決定という形になっていたのですけれども、予算の範囲内での執行ということでこういった結果になってしまいました。

関係される皆様にはご迷惑をおかけしますが、お金の部分以外でも支援させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会 長：補助金が減額になった経緯については説明いただいたとおりですので、(2)につきましては、了承していただきたいと思います。続きまして「(3)地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局：それでは報告事項の3番目、「地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者について」、ご報告をさせていただきます。お手元の資料3に基づきましてご報告させていただきます。

前回第1回の協議会におきまして、調査業務につきましてはコンサルタント事業者に委託をするということでご了承いただきました。その後、国からの補助金の目安額が提示されまして、当初の計画より半分くらいの補助金額になった関係もありまして、連携計画策定で予定しておりました調査業務のうち、早急に着手が必要な業務をピックアップし、それに基づきまして、コンサルタント事業者様4社に見積依頼をいたしました。見積合わせの後、最低価格事業者でありますエヌシーイー株式会社様を委託先として決定した次第でございます。

なお、契約事業者の詳細につきましては、資料3の下段に記載したとおりであり、今回の契約金額につきましては、1,953,000円消費税込みとなっております。また本調査業務の契約期間といたしましては、平成22年6月21日から平成23年3月31日までの契約期間となっております。

また本日より、協議会におきましてもエヌシーイー株式会社の担当職員も同席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○会 長：はい、それでは自己紹介してください。

（コンサルタント事業者自己紹介）

○会 長：はい、ありがとうございました。これも報告事項でございますので、ご了承ください。

続きまして協議事項に入らせていただきます。協議事項「(1)村上市地域公共交通総合連携計画素案について」、ご審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは協議事項の1点目になりますが、こちらは本日配付いたしました資料4、A3版の3枚綴りの資料に基づきまして、ご説明させていただきます。色のついた資料でございますので、お手元の方にご準備できますでしょうか。

資料4でございますが、「村上市地域公共交通総合連携計画素案」という見出しになっております。順を追ってご説明させていただきます。

前回の協議会におきまして、連携計画の構成につきましては、平成21年度、昨年度の検討結果を踏まえまして、策定を進めることでご了承いただきました。

この計画の位置付けでございますが、資料の上段にありますとおり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画という位置付けでございます。計画の中では、生活交通の確保、地域の活性化等を目的とした将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築するための計画ということを考えております。

計画期間につきましては、前回の協議会でもご承認いただきました、平成23年度から平成32年度までの向こう10年間を計画期間としております。そのうち社会実験の実施期間としまして平成23年度から25年度の3年間を社会実証実験の期間として位置付けております。計画策定後の3年間につきましては、事業実施費用の半額、2分の1の補助

が国の方から受けられますので、この期間を社会実験実施期間として設定したところであり
ます。

次に2番目の計画の基本目標及び構成でございますが、基本目標といたしましては「市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通」ということを基本目標としております。この3者が主役となりまして、それぞれの役割のもとで、協働して安定的で持続可能なシステムを整えていきたいという目標を掲げております。

なお、この基本目標のもと「6つの具体目標像」を掲げ、それらを達成するための「5つの柱」を位置付けております。これまで市民の移動手段については、行政が確保するという考え方でありましたが、これらを見直しまして、市民の移動手段はみんなで創り育てるという姿勢のもとで取り組んでいきたいと考えております。こちらが資料4の左側の説明になります。

次に右側の上段、3番目計画の構成およびポイントでございますが、村上市地域公共交通総合連携計画、以下「計画」と呼ばさせていただきますが、計画につきましては、概ね6つの章立てで構成していきたいと考えております。基本目標を掲げまして、それを実現達成するための施策を具体的に示していきたいと思っております。また施策につきましては、実現可能性、必要性などから優先度を付けまして、重要となるものにつきましては、先行して実施していきたいという考えでございます。また10年の計画期間の中で着実に取り組んでいくために、推進展開あるいは推進体制というものを明確に位置付けていきたいと考えているところであります。

なお、計画書の目次的な構成案でございますが、第1章としまして「現状と課題」、第2章「基本方針」、第3章「基本目標」、第4章「推進施策」、第5章「施策展開」、第6章「推進体制」というような構成を考えておりまして、ページ数にしますと概ね50～60ページ位の計画書というものを想定しております。

また、連携計画におきましては2つの切り口ということで、資料の下段の方になりますが、1つ目「施策のメニュー化」ということで、村上市の各地区で実施すべき施策をメニュー化していきたいという切り口と、もうひとつが「重要施策の具体化」ということで社会実験実施予定の地域あるいは手法について具体的な再編計画を示していきたいと、このような2つの切り口で連携計画は策定していきたいと考えているところです。

次に資料の2ページになります。左側上段に4番としまして、施策メニューという項目がございますが、施策につきましては、今ほどご説明をさせていただいた5つの柱というものを体系化いたしまして、現時点におきましては、各柱ごとに、2つから4つ程度、合計で14個の施策項目を整理しております。この施策項目のもと、具体的な施策を提案していきたいと考えております。

この施策については、各エリア・各地区に応じたものと、市全体として取り組むものと、

大きく2種類に分けられるかと考えております。それぞれ、表としまして6つの具体目標と5つの施策の柱を組み合わせた表を中段の方に記載してあります。こちらの施策項目(案)というものが右側にございますが、例えば四角囲みで書かれております「新たな公共交通システムの導入」といったものについて、施策をどのように具体化していくかというのが右側の方に展開している矢印でございます。施策項目がありまして、そのうち、「新たな公共交通システムの導入」、例えば、コミュニティバスの運行がよいのではないかと、あるいは施策の1番として乗合タクシーの導入を考えたらどうか、このような個々の施策についてカルテ形式で整理していきたいと、それぞれ施策によって対象とする地域、あるいは内容、期待される効果、評価目標となる指標、実施時期、実施主体等について個々個別に分科会を通じて検討していきたいと考えているところであります。

なお、左側の下の方に戻りますが、黒い四角で表示した施策とエリアの関係ということで表にしております。エリアの特性に応じまして望ましい施策を検討していきますが、施策があてはまらないエリア・地区もあると考えられますし、複数のエリア又は市全体として取り組むべきものも考えられますので、こちらを表にしたものが以下のものがございます。

次に資料2ページの右側下の方になりますが、連携計画策定の作業のスケジュールでございます。平成23年2月までに連携計画を取りまとめたいと考えております。その後、国への認定申請等の手続きがございますので、2月をリミットと考えております。第3回の次回協議会におきまして、具体案、計画素案を提示する予定でございますが、本日第2回から第3回までの間につきましては、分科会で意見交換、検討協議を進めていただければと考えております。

また、平成23年度から計画の実行ということで、社会実験等の実施を計画しているところでございます。フローといたしまして、フロー図で示しておりますが、平成22年度につきましては、計画策定段階という位置付けでございます。

平成23年度以降から計画を具体的に推進する段階ということで位置付けております。協議会につきましては、2月までの間、おおむね計4回程度の協議会ということで年間計画を立てさせていただいております。また実証実験の実施につきましては、3箇年ということにしておりますが、こちらについては、何箇所で実施するのか、どういう手法で行っていくのかということについては、協議会で最終的に決定をしていただくことになります。資料の中では3箇所程度というような記載がございますが、こちらは昨年度までの検討段階での案でございますので、協議会で最終決定いただきたいと思います。

最後に資料4の最後のページでございますが、参考ということで各エリアの運行改善の案ということでお示ししたものでございます。こちらが昨年度、検討委員会で検討されましたものを15エリアごとに細分化しましてメニューを提示したものでございます。スク

ールバス等の活用ですとか、そういったものが含まれていない地域、あるいは別のエリアで展開した方がより効果が発揮されるような事業につきまして、多々あるかと思います。それらにつきましては、この１５エリアの運行改善案をもとにいたしまして、分科会、協議会で検討していただければと考えております。以上が資料４の説明でございます。

○会 長：ただいま協議事項（１）について説明がありましたが、皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。

○会 長：よろしゅうございますか。特段ご意見もございませんようですので、「（１）村上市地域公共交通総合連携計画素案について」は案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして「（２）住民懇談会の開催について」ご審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局：はい、続きまして協議事項２番でございますが、「住民懇談会の開催について」ご説明させていただきます。お手元に配付の資料５番をご準備いただけますでしょうか。

資料５といたしまして、「住民懇談会の開催について（案）」という資料でございます。この住民懇談会の開催目的でございますが、市民の皆様との直接的なコミュニケーションの場を設けまして、各地区の公共交通の実態の把握ですとか、今後の公共交通の具体的事業内容について地域の方々の意見を把握したいということ、地区の公共交通のあり方について考える機会をつくっていききたいという、大きく２つの目的を持って開催したいと考えております。

次に住民懇談会の展開ですが、平成２２年度、今年度につきましては、計画策定段階でございますので、各地域、エリア単位で具体的な議論ができるような住民懇談会にしたいと考えております。次の平成２３年度から平成２５年度までの実証実験が行われている段階では、実施施策の成果を評価・検証、それから改善策の検討といったことを柱とした住民懇談会の展開を考えております。そして平成２６年度以降、本格運行後、実証実験終了後となりますが、公共交通の利用主体として評価・検証を行っていただき、地域に定着し持続できる公共交通をつくり育てるための改善策の検討を継続的に行っていければということで、懇談会の展開については以上のような３段階で考えていきたいと思っております。

これらを受けまして、３、今年度の開催方法でございますが、まず第１弾といたしまして、市報等を通じて市民の皆様へ広く広報していきたいと考えております。内容といたしましては、公共交通の現状、再編の必要性、市の取り組み方針、展開が考えられる手法ということで、路線バスの再編ですとか、新たな交通システムの導入等につきまして市報等を通じて広報していきたいと考えております。そして第２弾といたしまして、これらの広報と併せまして、「市長とのふれあいトーク」と兼ねた形で開催をしていきたいと考えております。開催時期としましては、概ね１０月以降、順次展開をしていきたいと考えている

ところでございます。再編案に基づきまして参集単位を検討し、懇談会の開催日等を調整し開催していきたいと考えているところでございます。また、この再編案に基づきまして市の関係部署職員の出席も併せて要請していきたいと思ひますし、協議会の皆様におかれましては、各地区で展開されます住民懇談会には可能な限りご出席をお願いしたいと考えております。

なお、参考資料としまして、２ページ以降に住民懇談会の展開イメージ、それから愛知県新城市というところで展開しております、「路線を守り育てる会」という資料を参考資料として添付させていただいております。以上で説明を終わります。

○会 長：ただいま協議事項（２）の説明について、皆さんからご意見等をいただきたいと思ひます。

○副会長：住民懇談会の位置付けですけれども、住民ニーズを吸い上げるということによってよいのでしょうか。

○事務局：位置付けといたしましては、協議会は市全体を総括的に考える位置付けで、住民懇談会につきましては、副会長がおっしゃるとおり、ニーズの把握あるいは意向の集約と考えております。

○副会長：そうすると、作業として、資料４に戻るのですけれども、資料４によりますと、１１月頃に第３回の協議会を設けて具体案をつくるという話になっていたかと思うのですが、１０月から順次ニーズを吸い上げて、１１月に具体案というのは、時期的には難しいと感じるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○事務局：副会長がおっしゃるとおり、１１月に再編案の提示を予定ということで、時期的にはちょっと前後する部分があるのですが、１１月からの住民懇談会の展開を考えますとまた遅れ遅れになる可能性があるということを懸念いたしまして、目標としまして１０月からの住民懇談会の展開を考えております。

○事務局：確かにきつい日程になろうかと思っております。それで、これから分科会でそれをご提示するご議論をまずいただいて、それをもって色々提示し、負担のことや、地域のどういう交通手段がよいのかというようなところを色々議論したいと思っておりますので、先ほど申し上げたように、１０月頃を目処にそれぞれのエリアに入りたいということで計画に提示いたしました。副会長がおっしゃるように、３回目の協議会、１１月中の前半、後半の日程にもよるかと思ひますけれども、我々の方も厳しい日程ではありますが、認定をいただいて今年度中にまとめ、また地域の皆さんからいただく意見集約としては、精一杯これらの日程をもとにがんばりたいと思っております。

○会 長：問題はですね、住民懇談会を開くことで、住民からの意見等が出てきたときに、連携計画にどういう風に反映していくかということで、間に合うのですかということだと思うのですが、そうすると精一杯やって大丈夫だということですね。

○事務局：市域が大変広いものですから、先ほど提示したように、全体の新しい体系づくり、それと次年度からの実証の部分ということで、2本柱で検討いたしましたので、それらの連携を図りながら、進めることとなりますが、今年度まとめる初回の計画で「100%これでまず、進めよう」というものをどこまで描ききれるかということは、若干厳しいところもあるかと思います。しかしながら、ご意見をいただきながら今後10年間の中で色々修正・変更を加えて実のあるものにしていきたいと思っております。

○会 長：住民の意見も十分に反映させていきたいということですね。

○事務局：はい、昨年の準備段階におきまして、山北地区で懇談会を行ってきたわけですが、誠に多様なニーズ等があるということも承知しております。そんな中で計画を10年間つくりまして、3年間の実証でいきますけれども、先ほど素案で提示しましたように、全ての15エリアがこの3年間の中で、全ての計画が実証できるというポジションにはならないと思っておりますので、それらの中では先ほど提示いたしました年度ごとの地域の皆さんとの積み上げ、ご負担のあり方等を十分検討して長続きする体系をつくっていかねばならないと思っております。

○会 長：はい、ありがとうございました。他に皆さんからご意見はありませんか。

○委 員：地域エリアの関係で、お尋ねいたします。荒川地区の場合ですと、生活圏が胎内市との連携になります。既に胎内市ではデマンドタクシーを運営しておりまして、県立坂町病院、佐野医院等も含めた計画となっております。また荒川地区を考えますと中条中央病院、中条のスーパーとの関連もございます。そういったことを考えますと、管内15のエリアに限らず、その辺を含めていただきたいという要望が荒川地区にはございます。そのような関係で、事務局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○事務局：とりわけ面積の広い本市におきましては、荒川地区におきましては隣接する胎内市、関川村が関係しております。また北の方に行きますと、山形県鶴岡市も生活圏として取り込まれる地区もございます。県境部分、他の自治体と隣接する部分につきましては、協議会の中で検討された時点で、具体案が出てきた場合、各自治体の中から協議会に加わっていただくなどしまして、具体的な事業展開の中で、関与していただくような場合がございますので、そのような形で今後は進めていきたいと思っております。

○委 員：はい、よろしくお願いします。

○会 長：はい、他にありましたらお願いします。

○委 員：23年度以降、実証実験というお話ですが、23年度から25年度まで実験をやる計画なのですが、あくまでも現状の交通体系は、実証実験が終わるまでそのままいくということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局：今現在、定時定路線のバスが20路線動いております。これについては、毎年度10月から翌年9月までをサイクルとしまして、計画に基づいて運行するという決まり

になっておりまして、一般的な行政、会社等の年度の時期と半年ずれているわけでございます。

そんな中で、これから検討するものと、これが実証するまたは具体的に動く段階で、例えば、「この路線については重複するので検討が必要だ」というような議論が、廃止、存続も含めて出てくるのだと思います。ただ、今現在も利用が少ないとは言いながら、毎日の移動手段として動いている状況でございますので、十分に議論するということが見えてくるまでは、色々な路線の検討はしますが、そちらの方も走っていくというようなことであります。

また、提案の中にそういう路線をより充実してカバーしていくべきだというような議論をしている提案の路線、それから新しいデマンド、コミュニティバス等でここをカバーすべきだというような色々な提案がございますので、今後分科会、協議会の決定によりまして、今現在の運行形態をどのように変更していくかというようなものが平行して議論になってゆくかと思えます。

○会 長：はい、他にございましたらお願いします。

○会 長：ないようでございますので、協議事項（２）につきましては、承認してよろしいでしょうか。それでは、「（２）住民懇談会について」は、原案のとおり決定することといたします。

続きまして協議事項「（３）視察について」、ご審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、協議事項の（３）でございますが、視察についてご協議いただきたいと思えます。資料につきましては、右肩に資料６と書いてあります、「視察について（案）」というものでございます。お手元にご用意いただけますでしょうか。

この視察の目的でございますが、村上市地域公共交通総合連携計画で実施を検討している施策を検証するため、先進地の視察調査を行いたいということを目的としております。

調査手法といたしましては、１つ目、新たに導入を想定している手法あるいはシステムの検証をするということ、調査のポイントといたしましては、大きく５つに分けてございますが、システムを導入されたその導入経過、それから経費面、運用面、利用面、その他ということで協賛金等の制度の導入状況等を調査のポイントとして掲げていきたいと考えております。

視察の時期及び対象地域についてですが、時期につきましては前回の協議会の中でもスケジュールをお示ししました１０月頃を概ね予定していきたいと考えております。対象地域につきましては、今後展開されます各分科会の検討状況等を踏まえまして、事務局の方で調整して選定していきたいという考えでございます。今年度につきましてはこのような形で先進地の事例を視察調査していきたいと考えております。

併せて来年度以降、平成２３年度以降でございますが、今度は本協議会として実証運行の検証を目的にした市内現地視察を併せて計画していきたいと考えているところでござい

ます。以上が視察についての説明となります。

○会 長：ただいま協議事項（３）について説明がありましたが、皆さんからご意見等いただきたいと思います。

○会 長：よろしゅうございますか。特段ご意見もないようでございますので、「（３）視察について」は、原案のとおり決定を承認させていただきます。

続きまして協議事項「（４）地域公共交通総合連携計画策定調査業務に係る補完調査業務について」、ご審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、協議事項（４）でございますが、調査業務に係る補完調査業務ということで、資料７番、「地域公共交通総合連携計画策定調査業務に係る補完調査業務について（案）」という資料をお手元にご用意ください。

この補完調査業務につきましては、目的といたしまして、本日の冒頭報告させていただきました、平成２２年６月２１日付けで契約いたしました連携計画策定調査業務、これらを充実・補完するために、今回契約いたしましたコンサルタント事業者と追加契約したいという趣旨でございます。

報告させていただいた中で、当初計画していた１,０００万円強の調査業務、この内補助金の目安額が半分になったというような経緯もありました。補助目安額から当初の契約の方、設定させていただいたのですが、補助金額を下回る契約ができたということもありまして、補完調査業務といたしまして、２番目の（１）から（５）までの項目、公共交通の利用実態調査及び利用者等へのヒアリング調査ですとか、連携計画及び事業計画への補完調査業務、それから計画案についてのパブリックコメントの実施の支援、住民懇談会及び実証運行説明会等の運営支援、計画書・概要版の印刷製本等を追加業務として契約したいと考えております。

この契約方法につきましては、随意契約という形でエヌシーイー株式会社様と契約を行いたい。その理由といたしましては、この調査業務につきましては、既に契約いたしました業務の充実・補完するための作業でありますし、これらの業務と一体的に実施することが必要だというような理由で、追加契約をしたいと考えているところでございます。

なお追加の契約と既存の契約につきましては一覧にまとめたものが次の２ページの参考というような資料でお示ししたものでございます。左側に計画策定にかかる業務項目として１２項目挙げております。右側に６月２１日付けで契約したもの、既契約ということで、丸印が付いております。これらを充実あるいは補完ということで、右側追加契約ということで丸印を付けた資料でございます。以上が今回追加契約したいということでご協議いただきたい事項の説明となります。

○会 長：ただいま協議事項（４）について説明がありましたが、説明について皆さんから検討いただきたいと思います。

○会 長：しばらくして、ご意見もないようでございますので、(4)につきましてご承認させていただいて、よろしゅうございますか。それでは、「(4) 地域公共交通総合連携計画策定調査業務に係る補完調査業務について」は、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、4 番「その他」でございます。事務局から何かありましたらお願いします。

○事務局：その他の項目につきましては、特にございません。

○会 長：皆さんからその他ご意見等ございましたらお願いいたします。

○会 長：ないようでございますので、これで協議事項を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○事務局（進行）：大変ありがとうございました。それでは、閉会のご挨拶を佐野副会長様からお願い申し上げます。

○副会長： 佐野でございます。本協議会も2 年目ということで、昨年はウォーミングアップと申し上げれば、今年は来年の実証実験に向けての非常に重要な時期になってまいります。これから各分科会が開催されるわけですが、少人数ということもありますので、活発なご検討をお願いできればと思います。以上で第2 回協議会を閉会させていただきたいとします。どうもありがとうございました。

